



平成 18 年度採択事業
「遊休人財活性化プロジェクト」



平成 18 年度採択事業
新たなゴミ減量化（3R）
システムの構築にについて

平成 22 年度

NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの 協働事業提案 募集要項



平成 20 年度採択事業
「盲導犬の进店・宿泊拒否を解消し、
県内の観光事業者および三重県のイメージアップをはかる、
行政および関連事業団体の協働事業」

三重県生活・文化部

男女共同参画・NPO 室 NPO グループ



平成 20 年度採択事業
「百代郷 夢びと 山びと この指止まれ」

1. 目的

NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの協働事業提案は、NPOの皆さんから県に対して、協働して取り組む事業を提案していただくものです。

日頃のNPO活動を通じて見えてきた課題を解決するための事業を、企画の段階から県と対等な立場で話し合い、双方が持つ特色を生かした事業を構築していきます。

この制度は、NPOと県が協働するきっかけを提供し、モデル的な協働を実現させるとともに、「市民発」の提案を県の施策に反映させ、NPOとの連携・協働による県政を進めることを目指します。

2. 募集内容

●自由提案

NPOが自由にテーマを設定して事業を提案することができます。

●県テーマに対する提案

県がNPOと一緒に取り組みたいテーマをお示しします。テーマに応じた事業を提案してください。（テーマはお問合せください。）

* 事業期間が複数年にまたがる提案も可能ですが、事業構築のための検討期間は平成22年度内を基本とします。検討の中で、「どの時期」に、「どのようなこと」に取り組むかを構築することになります。

3. 応募資格

応募することができるのは、以下の要件に該当する団体であることが必要です。

(1) 三重県内で、民間・非営利の活動を1年以上行っている団体であること。

（法人格の有無は問いません。）

(2) 活動分野は限定しませんが、宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動ではないこと。

また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

4. 応募方法

ステップ1：意見交換の申込

提案を検討している内容について、県の担当室と意見交換を行います。

（意見交換に参加していない団体は、「ステップ2」で提案することができません。必ず参加してください。）

提出書類：意見交換参加申込書（様式第1号）

申込期間

平成22年2月1日（月）～3月12日（金）

* 提出された参加申込書をNPOグループで受け付け、意見交換の内容に関係する室を特定し、申込団体ごとに日程調整を行います。

ステップ2：協働事業提案書の提出

関係室との意見交換をふまえて協働事業を提案する場合は、次の書類を提出してください。

提出書類：協働事業提案書（様式第2号）

関係資料

提出期間

平成22年4月1日（木）

～4月28日（水）午後5時必着

5. 協働事業提案書提出後の進め方

(1) 受付

提出された提案書は、NPOグループで受け付けて、提案に関係する室（以下「関係室」という。）へ回付します。関係室は、提案に対する意見書を作成します。

(2) 資格審査・提案内容確認（平成22年5月19日）

「NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの協働事業提案運営委員会」（以下「運営委員会」という。）において、応募資格等について審査をします。

審査の結果、応募資格ありと認められた提案は、運営委員会において事業内容を確認し、提案者に質問したいことなどをまとめ、関係室の意見書と併せて提案者に送付します。

*運営委員会の委員は、市民（公募）委員3名、学識経験者委員1名、行政職員委員3名の計7名で構成します。

(3) 提案内容の修正（平成22年5月20日～6月中旬（別途指定する日））

運営委員会からの質問事項、関係室の意見書などをふまえて、提案内容を修正することができます。その際、必要に応じて、関係室と意見交換することもできます。

(4) 公開プレゼンテーション（平成22年6月25日）

提案者が提案内容を説明する「公開プレゼンテーション」を行います。プレゼンテーションの細目については、提案者にあらためて通知します。

(5) 審査（平成22年6月25日）

運営委員会が、次の審査の視点に沿って別に定める審査基準に基づいて審査を行います。

なお、審査の結果、選定されなかった提案については、その結果と理由を提案者へ明示します。

審査項目	審査の視点（◎：特に重視する ○：重視する）	
①提案の目的の妥当性	・提案の目的は明確かつ妥当と認められること。 ・「新しい時代の公」(※)の考え方が提案に反映されていること。 ・NPOのミッションとの関連が適当と認められること。	◎
②提案の県との協働の必要性・効果・役割分担	・NPO独自で行うことができず、県と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・NPO若しくは県が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・NPOと県の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。	◎
③提案の緊急性・重要性	・提案の緊急性やその実施が重要と認められること。	○
④提案の先駆性・先見性	・提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。 ・課題の内容に先見性が認められること。	○
⑤提案の具体性	・提案の内容や実施方法は具体性が認められること。	◎
⑥提案の実現性（遂行能力）	・県の担当者と一緒に検討し、事業企画を練り上げ、事業を遂行する能力を有していると認められること。	◎
⑦予算計画の妥当性	・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、県が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。	○

※「新しい時代の公」とは、行政だけでなく、多様な主体の参画を前提として、公共の役割をとらえ直し、みんなで一緒に「公」を担っていくことで、住みよい地域社会をつくろうとするものです。

6 . 選定後の進め方

(1) オリエンテーション

選定された提案の関係者に対して、協働事業提案の全体スケジュールや進め方、県の予算等の仕組みや流れを共有するため、オリエンテーションを実施します。

(2) 検討会の設置

提案者と関係室の担当職員で検討会を組織します。

事業の内容、目的、実施方法（時期・期間・役割分担）などについて公開で検討を重ね、具体的な企画を練り上げます。

また、事業に参加する意志のあるNPO等が公開の検討会へ参加することも可能です。さらに、検討の内容で市町の参加が望ましい場合は、担当者の積極的な参加を呼びかけます。

(3) 検討会の運営

提案者の主体性を保つため、検討会の事務局運営業務（資料作成、議事進行、議事概要作成、情報公開など）を原則提案者に委託し、詳細は関係者で協議します。

(4) 検討過程の公開

検討の内容は、透明性を図るため、議事概要を作成して議論のプロセスを公開します。

(5) 事業の実施

検討会で事業構築された提案は、実施にあたっての提案者と県の役割分担を整理し、県側に予算措置が必要な場合は、予算を確保して事業を実施します。

(6) 検討過程のふりかえり

検討過程の進め方について検証する「ふりかえり会議」を行います。また必要に応じて、中間期で検討経過の確認を行うことがあります。

(7) 報告会

提案者は、検討の結果及び活動について、協働事業提案実践報告会で報告するものとします。

協働サポート委員

この事業をサポートする協働サポート委員を県で選任します。

協働サポート委員は、NPO と県関係室の話し合いをサポートするため、意見交換会や事業構築の検討会に必要なに応じて派遣します。

問い合わせ先・意見交換参加申込書、提案書の提出先

三重県 生活・文化部 男女共同参画・NPO室 NPOグループ

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津

電話 059-222-5981 FAX 059-222-5984

E-mail seknpo@pref.mie.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.jp/NPO/>